

泉南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成18年 7月 1日規則第21号

(趣旨)

**第1条** この規則は、泉南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年泉南市条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請手続)

**第2条** 条例第3条の規定による申請は、指定管理者指定申請書（様式第1号）を市長に提出することにより行わなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款その他これに類する書類の写し
- (2) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 法人でない団体にあつては、代表者の身分証明書
- (4) 指定施設の管理に係る収支計画書
- (5) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(協定事項)

**第3条** 条例第8条に規定する協定で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 指定管理者が行う業務の内容に関する事項
- (3) 使用料の取扱いに関する事項
- (4) 業務報告及び業務実施状況の確認に関する事項
- (5) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定施設の利用者等に係る個人情報の保護に関する事項
- (7) 指定施設の管理に際して保有する情報の提供に関する事項
- (8) 損害の賠償に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(事業報告書記載事項)

**第4条** 条例第9条に規定する事業報告書に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理に係る業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料又は利用料金の収入の状況
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の状況を把握するために市長が必要と認める事項  
(通知)

**第5条** 条例第4条第2項又は条例第5条第2項の規定により準用する第4条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 指定候補者に選定された団体に対する通知 指定候補者選定通知書(様式第2号)
- (2) 指定候補者に選定されなかった団体に対する通知 指定候補者不選定通知書(様式第3号)

2 条例第6条第2項の規定による通知は、指定候補者選定取消通知書(様式第4号)により行うものとする。

3 条例第7条第2項に規定する通知は、指定管理者指定通知書(様式第5号)により行うものとする。

4 条例第10条第2項に規定する通知は、指定管理者指定取消等通知書(様式第6号)により行うものとする。

(選定委員会の設置)

**第6条** 指定候補者の選定を公平かつ適正に行うため、指定候補者選定委員会を置く。

2 指定候補者選定委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

**第7条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。